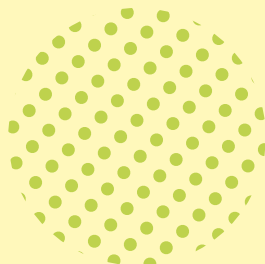
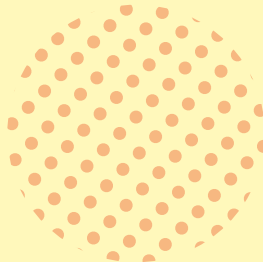
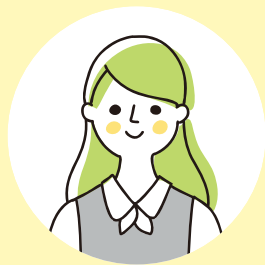




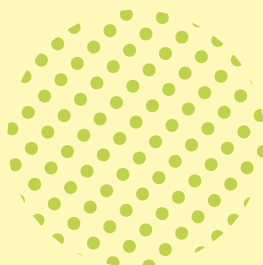
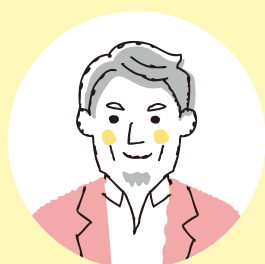
概要版



赤穂市
男女共同参画
プラン 第3次



Ako City



計画策定にあたって



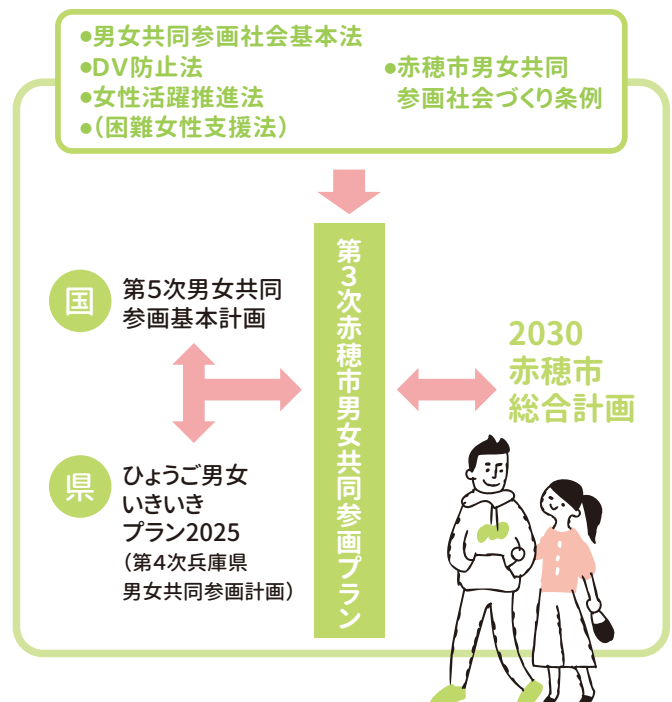
1 計画策定の趣旨

- 人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、地域社会の活力を維持する上で喫緊の課題となっています。
- 本市では、1997（平成9）年にガイドラインとしての「あこう女性プラン」を、2004（平成16）年3月には「赤穂市男女共同参画プラン」（第1次プラン）を策定、2005（平成17）年には「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」（以下「条例」という。）を制定するなど、社会の要請に応じた男女共同参画に関する取組を進めてきました。
- 本市の状況と社会的ニーズの変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けて計画的に推進するため、「第3次赤穂市男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 本計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び条例第9条に規定する「男女共同参画基本計画」です。そして「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項のそれぞれに定める市町村基本計画としても位置づけ、2024（令和6）年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」の内容を踏まえ策定しています。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」等、関連する計画との整合性を図り、上位計画である「2030赤穂市総合計画」の個別計画として策定しています。

【第3次赤穂市男女共同参画プランの位置づけ】



3 本計画の期間

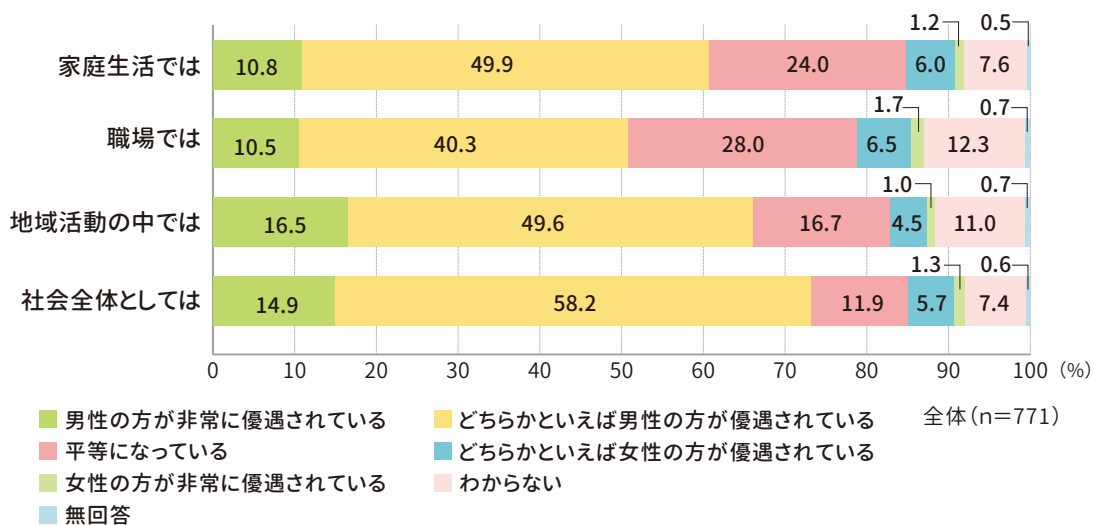
本計画の期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までの10か年とします。

各調査結果から見える本市の傾向と課題

男女平等意識について（一般市民調査）

男女の地位の平等について、「家庭生活」、「職場」、「地域活動」、「社会全体」のそれぞれについて、“男性優遇”が高く「平等」や“女性優遇”は低くなりました。

調査結果から、市民一人一人が男女共同参画の意義を理解することで、男女平等に関する意識を変えていく取組が求められています。

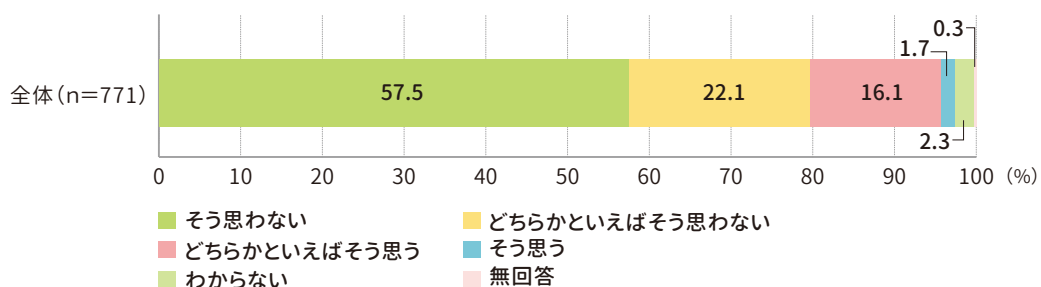


家庭生活と男女の役割について（一般市民調査）

「男は仕事、女は家庭」については「そう思わない」が5割を超え、“そう思う”が約2割となりました。また、「男性がもっと家庭生活に参画すべき」については“そう思う”が約9割となりました。

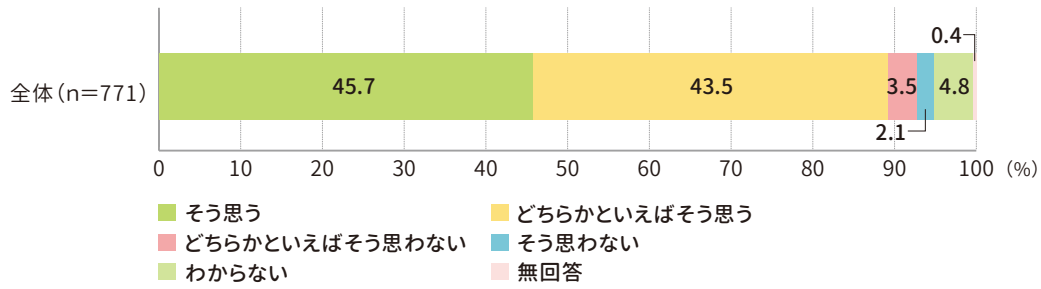
調査結果から、男性も女性同様に積極的に家庭生活にかかわることができる意識の醸成と、男性の育児休業取得等、様々な制度の浸透が必要とされている状況です。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（「男は仕事、女は家庭」という考え方）





男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参画するべきである

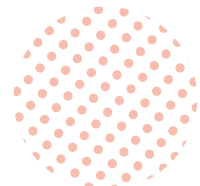
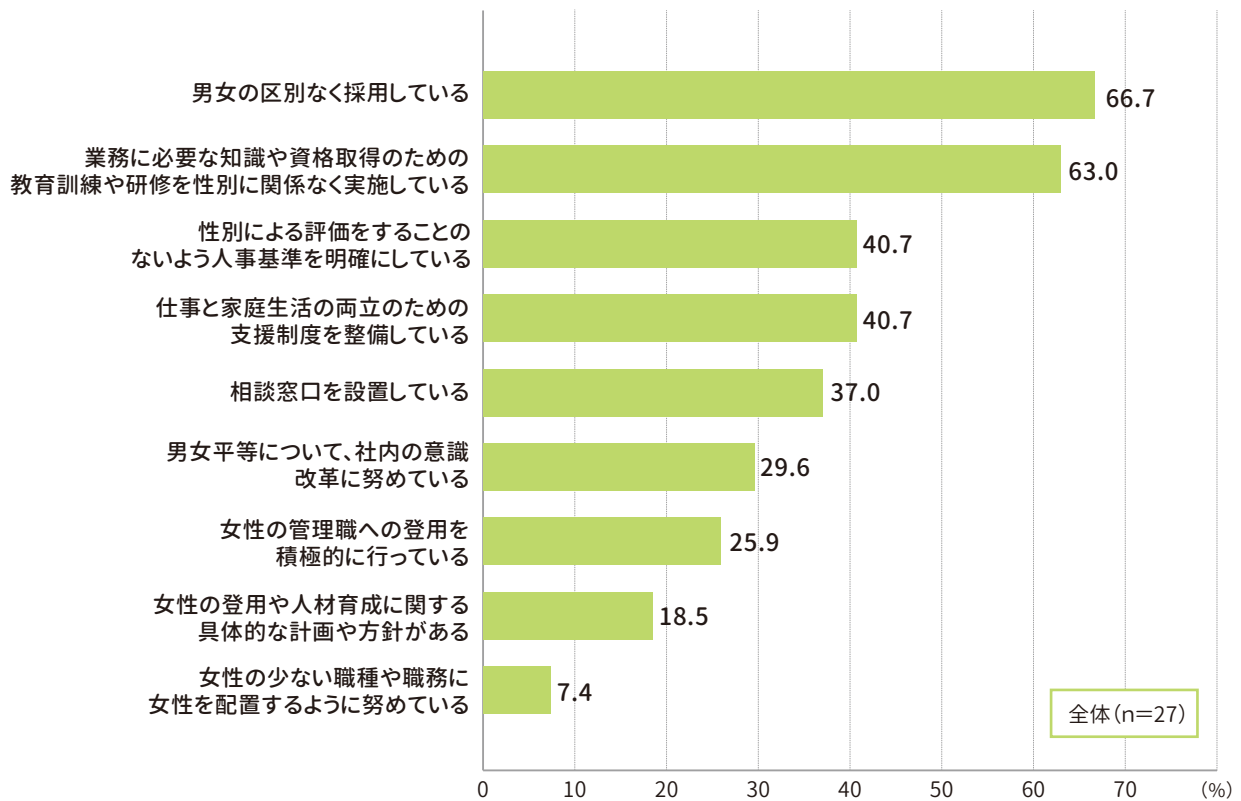


■女性従業員の活用について（事業所調査）

「男女の区別なく採用」と「教育訓練や研修を性別に関係なく実施」がそれぞれ6割を超えました。また、「人事基準の明確化」、「仕事と家庭生活の両立支援」、「相談窓口の設置」が約4割となりました。一方、女性の少ない職種や職務への女性配置、女性の登用・人材育成に関する計画や女性の管理職への登用などは低く、いまだに男性優遇が見られます。



調査結果から、性別等にかかわらず、個人の能力を十分に発揮できる職場環境づくりについて、市内事業所等に周知・啓発していく必要があります。



計画の理念と体系

本計画では、次の「目指す姿」を実現するため、4つの基本目標を設定して男女共同参画に関係する様々な施策を推進します。



目指す姿

- 性別等にかかわらず、一人一人の人権が保障され、あらゆる分野に対等に参画できるまち
- 互いの立場を理解し、個人の能力や個性を発揮できるまち

基本目標

基本課題

1 男女の人権の尊重

- 1-1 男女共同参画についての意識啓発
- 1-2 学校教育における男女共同参画の理解促進
- 1-3 ハラスメント対策の推進
- 1-4 情報を取捨選択する能力の育成

2 政策・方針決定過程への女性参画

- 2-1 政策や方針決定の場への女性参画の促進
- 2-2 女性のエンパワーメントへの支援
- 2-3 地域社会での男女共同参画の推進

3 多様な働き方や暮らし方の実現

- 3-1 仕事と生活との両立のための雇用環境の整備
- 3-2 女性が働き続け、活躍できる環境整備
- 3-3 家庭生活における男女共同参画の推進

4 誰もが安心して暮らせる環境づくり

- 4-1 生涯にわたる健康の維持・増進
- 4-2 DV根絶の取組
- 4-3 困難な問題を抱える女性への支援
- 4-4 誰一人取り残さないための支援
- 4-5 性的マイノリティに関する理解の促進

施策の展開

基本目標① > 男女の人権の尊重



1-1 男女共同参画についての意識啓発

【施策】

1. 男女共同参画に関する啓発を積極的に推進する
2. 男女共同参画に関する情報を収集し提供する

1-2 学校教育における男女共同参画の理解促進

【施策】

3. 発達段階に応じた教育機会の提供と教職員の資質向上を推進する
4. 学校教育における性教育を推進する

1-3 ハラスメント対策の推進

【施策】

5. あらゆるハラスメントの防止に向けた啓発を推進する
6. あらゆるハラスメントの対応体制を整備する

1-4 情報を取捨選択する能力の育成

【施策】

7. 男女共同参画の視点に配慮して情報を読み取り、発信できる能力を育てる
8. 男女共同参画を進めるための表現の浸透を図る

【基本目標①の目標数値】

指標項目	現状値	目標値 令和15年度
男女共同参画社会の認知度（名称も内容も知っている）	大学生：33.6% （令和5年度）	50%
社会全体として男女平等と感じる人の割合	一般：11.9% （令和5年度）	30%

基本目標② > 政策・方針決定過程への女性参画



2-1 政策や方針決定の場への女性参画の促進

【施策】

9. 行政における方針決定過程への女性の参画を促進する
10. 団体等における方針決定過程への女性の参画を促進する

2-2 女性のエンパワーメントへの支援

【施策】

11. 女性の自主的な学習を支援する

2-3 地域社会での男女共同参画の推進

【施策】

12. 地域活動等への参画に向けた広報・啓発を促進する
13. 防災、防犯、環境等のまちづくり活動で女性の参画を促進する
14. 地域における政策決定過程への女性の参画を促進する



【基本目標②の目標数値】

指標項目	現状値	目標値 令和15年度
地域活動の中で男女平等と感じる人の割合	一般：16.7% (令和5年度)	30%
自治会長に占める女性の割合	1.0% (令和4年度)	10%
市職員の一般行政職における部局長職に占める女性の割合	8.3% (令和4年度)	10%
市職員の一般行政職における課長相当職に占める女性の割合	5.3% (令和4年度)	20%
防災会議の委員に占める女性の割合	5.0% (令和4年度)	30%
事業所における管理職に占める女性の割合	— (令和4年度)	20%
市の審議会等における女性委員の割合	19.2% (令和4年度)	30%

基本目標③ > 多様な働き方や暮らし方の実現



3-1 仕事と生活との両立のための雇用環境の整備

【施策】

- 多様な働き方を可能にするための情報提供を充実する
- 性別等にかかわらず働きやすい環境づくりを支援する
- 男女共同参画の理念に基づいて雇用機会を拡大する
- 仕事と生活の両立を支援するサービスを充実する

3-2 女性が働き続け、活躍できる環境整備

【施策】

- 女性の力を最大限に発揮させる環境をつくる
- 男性が家庭生活に参画しやすい環境をつくる

3-3 家庭生活における男女共同参画の推進

【施策】

- 家庭における固定的な役割分担意識を是正する
- 男性が主体的に家事・育児に参画するための学習機会を提供する
- 講演会や学習の機会を通じて、男女共同参画を推進する



【基本目標③の目標数値】

指標項目	現状値	目標値 令和15年度
職場の中で男女平等と感じる人の割合	一般：28.0% (令和5年度)	50%
市職員の男性育児休業取得率	0% (令和4年度)	50%
事業所の男性育児休業取得率	事業所：40.0% (令和4年度)	50%
仕事と家庭生活を両立している人の割合	一般：31.0% (令和5年度)	50%
進路や職業を選ぶ時に性別をほとんど意識せずに選ぶ人の割合	大学生：47.6% (令和5年度)	60%

基本目標④ > 誰もが安心して暮らせる環境づくり



4-1 生涯にわたる健康の維持・増進

【施策】

- 24. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実する
- 25. ライフステージに応じた健康づくり支援体制を充実する
- 26. 健康寿命の延伸に関する取組を推進する

4-3 困難な問題を抱える女性への支援

【施策】

- 34. 相談窓口の周知を図る
- 35. 相談体制の充実を図る
- 36. 関係各課、関係機関、民間支援団体等との連携を強化する

4-5 性的マイノリティに関する理解の促進

【施策】

- 41. 性的マイノリティへの理解を深めるための広報・啓発を推進する
- 42. 相談窓口の周知を図る
- 43. 学校における理解を促進し、きめ細かな対応を実施する
- 44. 性的マイノリティの方の権利尊重を推進する

4-2 DV根絶の取組

【施策】

- 27. DVの防止に向けた啓発を促進する
- 28. 相談窓口の周知を図る
- 29. 相談体制の充実を図る
- 30. 被害者の安全を確保するための体制を強化する
- 31. 被害者の心のケアと自立支援を充実する
- 32. DV被害者の子どもへの支援を充実する
- 33. 関係各課、関係機関、民間支援団体等との連携を強化する

4-4 誰一人取り残さないための支援

【施策】

- 37. ひとり親家庭への支援を充実する
- 38. 高齢者福祉施策を推進する
- 39. 障がい者福祉施策を推進する
- 40. 多文化共生社会を推進する



【基本目標④の目標数値】

指標項目	現状値	目標値 令和15年度
デートDVの認知度	高校生：66.9% (令和5年度)	80%
DV被害者のうち、誰にも相談しなかった人の割合	一般：21.8% (令和5年度)	5%
困難な問題を抱える女性に関する相談員の配置	1人 (令和5年度)	1人
「LGBT」という言葉の認知度（名称も内容も知っている）	61.7% (令和5年度)	80%
性的マイノリティの方にとって、偏見や差別等がなく、生活しやすい社会だと思う人の割合	7.4% (令和5年度)	30%



第3次赤穂市男女共同参画プラン【概要版】

発行年月：令和6年3月

〔発行〕市民部 市民対話課 人権・男女共同参画係

〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋81番地

〔TEL〕0791-43-6812（直通）／〔FAX〕0791-43-6810

